

福崎町障害者活躍推進計画

機関名	福崎町
任命権者	福崎町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
福崎町における障害者雇用に関する課題	<p>福崎町においては、これまで適正に障害者任免状況通報を行ってきており、令和元年6月1日現在、法定雇用人数は達成しているものの、法定雇用率（2.5%）については、未達成となっている。また、離職者が目立つなど雇用後の定着率にも課題がある。</p> <p>今後も継続して募集・採用に努めるとともに、法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障害者である職員の活躍のために、障害特性や個性に応じた能力を発揮できるよう職種や業務内容の拡充といった更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.37% (評価方法) 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 今後、障害者である職員の平均勤続年数を把握予定。</p>
③障害者雇用満足度に関する目標	<p>満足度を調査し、障害者雇用の満足度を75%以上とする。 (評価方法) 毎年(計画2年目以降)6月時点で在籍している障害者に対し、アンケート調査を実施し、満足、やや満足の割合を把握・進捗管理</p>
④キャリア形成に関する目標	<p>令和6年度中に配属先を2課以上とする。 (評価方法) 人事記録により把握する。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する整備体制	
(1) 組織	<p>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口として、障害者職業生活相談員を人事係から選任する。</p> <p>○障害者雇用推進者と障害者職業生活相談員は連携して、かつ計画的に障害者である職員の実態を把握し、活躍の場の発掘、障害者である職員の採用及び定着に努める。これにあたり、必要に応じて専門機関及び保健師等とも連携を図る。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者について、兵庫労働局が開催する</p>

	<p>「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させ、適切な知識、ノウハウを習得させる。</p> <p>○厚生労働省障害者雇用対策課又は兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」など障害者雇用等に関するセミナーの受講案内を行い、参加者を募る。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望を踏まえ、適宜面談や人事評価を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○障害者職業生活相談員は、障害者である職員に対して、定期的に面談を行い、必要な就労支援の把握を行い、過重な負担とならない範囲で必要な措置を講じる。</p> <p>○新たな仕事の創設を検討する。</p> <p>○環境整備として、エレベーターの設置を検討する。</p>
(2) 採用募集	<p>○募集・採用にあたっては、以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇特定の障害を排除しない。 ◇特定の障害に限定しない。 ◇自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ◇介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 ◇「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ◇特定の就労支援機関からのみの受入れを行わない。
(3) 働き方	<p>時間単位の年次休暇及び特別休暇の取得を推進する。</p>
(4) キャリア形成について	<p>○担当職務に応じた研修等の教育訓練を実施する。</p>
4 その他	
	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>